

○ 役員及び評議員の報酬・費用弁償等に関する規程

平成18年4月1日 社福天成会規程第24号

役員及び評議員の報酬・費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天成会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び定款第21条に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、この法人を代表し、その業務を執行する理事をいう。
- (3) 業務執行理事とは、この法人の業務を分担執行する理事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる評議員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴う、旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 理事長及び業務執行理事については、報酬等を支給する。但し、施設職員が理事に就任している場合についての報酬は、原則給与として支給する。
- 3 前項以外の役員については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 4 評議員については、定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 5 監事がこの法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、その都度支給することができる。
- 6 役員が、理事会以外でこの法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、その都度支給することができる。但し、理事長、業務執行理事及び施設職員理事は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は次の通りとする。

- (1) 理事長及び業務執行理事の報酬等。「別表1」の通りとする。

- (2) (1) 以外の役員の報酬等。「別表2」の通りとする。
 - (3) 評議員の報酬等。「別表3」の通りとする。
 - (4) 施設職員理事の報酬等。「社会福祉法人天成会給与規定」に準ずる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張)

第5条 役員及び評議員が、この法人業務のため出張する場合は、「社会福祉法人天成会出張旅費規程」により出張手当(日当)及び出張旅費を支給することができる。

- 2 出張旅費は、交通費及び宿泊費とする。
- 3 業務遂行に必要な経費がかかった場合には、その実費を原則として支給できる。
- 4 出張旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 6 本条第1項により出張した場合には、必ず帰任後、出張報告書により理事長に対して復命することとする。

(支給日)

第6条 理事長及び業務執行理事の報酬等の支給日は、「社会福祉法人天成会給与規程」の給与支払日とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程の変更は、定款変更にかかる岡山市長の認可の日(平成20年4月10日)から施行する。

附 則

この規程の変更は、定款変更にかかる岡山市長の認可の日(平成25年3月26日)から施行する。

附 則

この規程の変更は、定款変更にかかる岡山市長の認可の日(平成29年4月1日)から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成29年6月14日から施行する。

別表1（第4条関係）

名 称	月 次 報 酬
理 事 長 業 務 報 酬	350,000円
業 務 執 行 理 事 業 務 報 酬	250,000円

別表2（第4条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理 事 会 出 席 報 酬	2,000円	1,000円
理 事 業 務 報 酬 等	2,000円	1,000円
監 事 監 査 指 導 報 酬	2,000円	1,000円
入居判定委員会出席報酬等	2,000円	1,000円
苦情処理委員会出席報酬等	2,000円	1,000円

別表3（第4条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
評 議 員 会 出 席 報 酬	2,000円	2,000円